

納付金だより (2019.9 | 第164号)

秋晴の候 皆様方におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、公営競技納付金制度の運営につきましては、施行者の皆様方をはじめ関係各位の御理解と御協力を賜り、ここに厚く御礼申し上げます。

今号の「納付金だより」では、「競技場紹介」として「ボートレース徳山(山口県周南市)」の取組を紹介します。また、平成30年度納付金の納付状況及び地方公共団体健全化基金の状況等についてお知らせします。



【ボートレース徳山（山口県周南市）】

競技場紹介：ボートレース徳山（山口県周南市）

周南市ボートレース事業局ボートレース管理課

<ボートレース徳山の施設概要、特色>

ボートレース徳山は、山口県の瀬戸内海側に面した周南市にあります。施設は競走水面に沿って、東スタンド、中央スタンド、西スタンドで構成され収容人数は約1万人となっており、年間約2千レースを行っています。水面特色として、水質は海水で、笠戸湾に囲まれており水面の穏やかなレース場でほぼ年間を通して追い風が吹いているのが特徴です。また、レースの特徴としては、干満差が約3.5メートルあるので潮位によってレースの流れが変わり、干潮時はパワー勝負、満潮時はさばき勝負になる傾向です。最寄りの交通アクセスは、J R 徳山駅、J R 櫛ヶ浜駅、山陽自動車道徳山東ICとなります。レース開催時には、往路（片道）の無料タクシーと復路（片道）の無料バスを運行しています。



<ボートレース徳山を取り巻く状況>

ボートレース徳山の経営は一時期厳しい状況もありましたが、関係機関との連携を図りながら、全国で2番目にモーニングレースを開始するとともに、平成20年に「ボートレースチケットショップオラレ



外向発売所「すなっちゃん徳山」

徳山」、平成23年に本場外向発売所「すなっちゃん徳山」、平成28年に山口県熊毛郡田布施町に「ボートレースチケットショップオラレ田布施」、そして平成29年には新中央スタンドをオープンするなど収益の向上策を実施してきました。この結果、平成23年度決算からは黒字決算となり一般会計への繰出しも継続して行い、繰出金は周南市の子育て支援に役立っているところです。

<経営向上、地域貢献のための取組>

電話投票や場間場外など広域発売の比率が高まる中、本場売上金額が減少する傾向になっています。こうした中、30km圏内の新規ファンの獲得、来場促進、イメージアップ、地域との共生を踏まえた事業を展開し、更なる「収益の向上」に取り組んでいます。



- ・周南市駅前図書館と連携するボーネルンド「あそらぼ」
 - ・新中央スタンドを活用したボートシネマ
 - ・ボートレース初心者向けのイベント
 - ・特別観覧施設「ROKU」を利用した女性向け・地域に解放したイベント
 - ・地元スポーツチームとのコラボ企画 など
- ボートレース徳山は、収益の向上はもとより



新中央スタンド北側全景

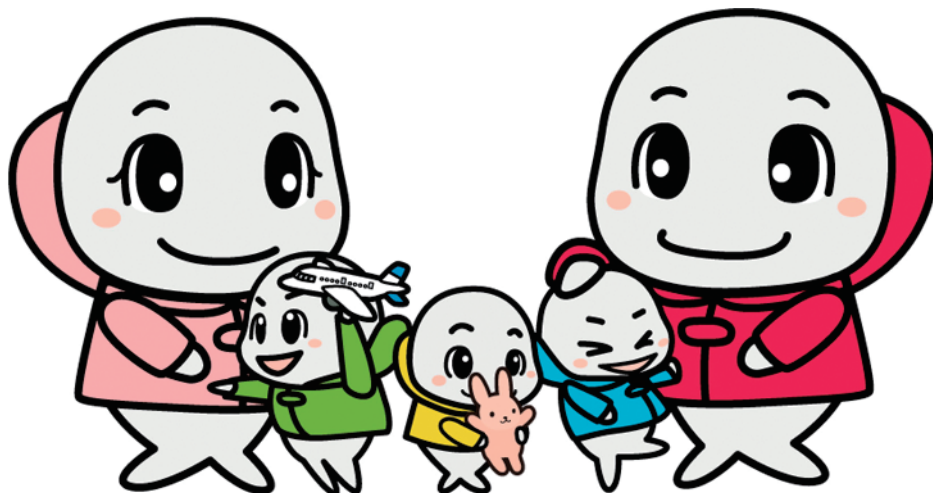
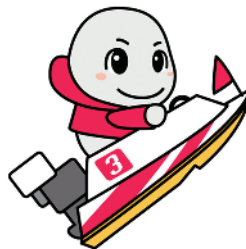
知名度、信頼度、認知度の向上を図り、こ

れまでの既存のファンに加え新規のファンの皆様においても1人でも多くレース場にお越しいただきたいと考えており、新中央スタンドを中心に昔ながらのイメージを払拭し、優しい、居心地の良い開放された快適空間を目指してまいります。

ボートレース徳山キャラクター「すなっち」



小型のイルカである「スナメリ」がボートレース徳山の競走水面にまれに出現することからボートレース徳山のモデルとなりました。ファンの皆様に親しまれるため外向発売所の施設名を「すなっちゃん徳山」としています。このコミカルな「すなっち」が季節の行事やイベントなどに衣装を変えて活躍中です。



公営競技施行団体数の状況（令和元年度）

公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）を施行している地方公共団体の数は、延べ213団体、純計では191団体となっています（平成31年4月1日現在）。

平成30年度中の団体数の増減はありません。

（単位：団体）

区 分	都道府県			市区町村			合計			(参考) 主催 者数
	施行形態		小計	施行形態		小計	施行形態		合計	
	単独	組合		単独	組合		単独	組合		
競 馬	2	9	11	2	37	39	4	46	50	14 (10)
競 輪	5	1	6	37	12	49	42	13	55	44 (2)
オートレース	0	0	0	5	0	5	5	0	5	5 (0)
ボートレース	1	0	1	20	82	102	21	82	103	35 (14)
延団体数	8	10	18	64	131	195	72	141	213	98 (26)
純 計			16			175			191	

（注）（ ） 書きは、一部事務組合数の内書きです。

「公営競技納付金」「地方公共団体健全化基金」

「公営競技納付金」は、地方公共団体が行う公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）の収益の均てん化を図ることを目的とした制度であり、地方財政法（昭和23年法律第109号）に基づき、収益の一部を公営競技施行団体から地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）に納付していただくものです。

機構では、納付していただいた納付金を「地方公共団体健全化基金」に積み立て、その運用益等を活用して地方公共団体への貸付利率の引き下げ（利下げ）を行っています。

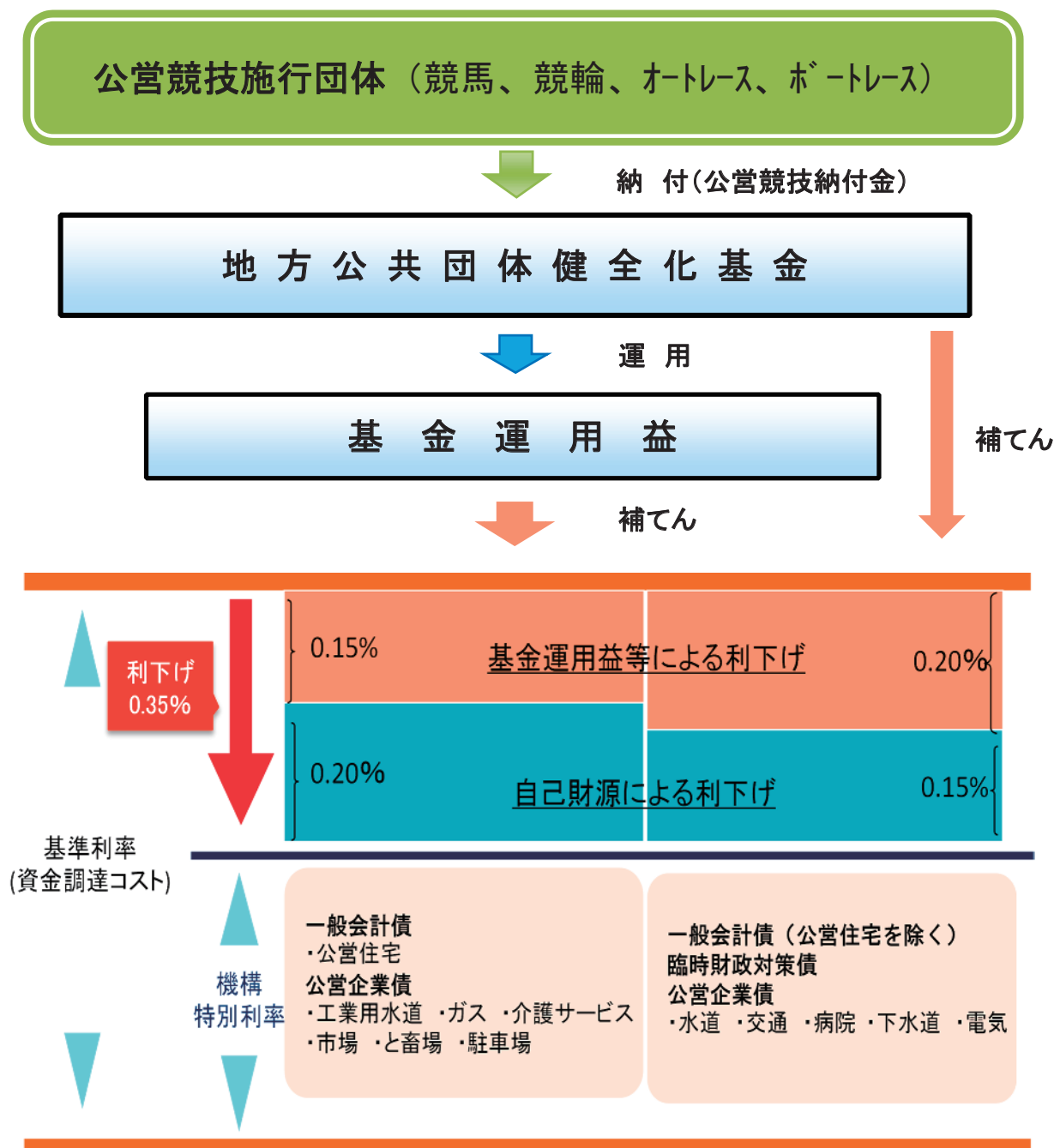
地方財政法 附則

（公営競技を行う地方公共団体の納付金）

第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成三十二年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。

機構特別利率（貸付利率の利下げ）について

「機構特別利率」の設定は、基金運用益等に加え、機構の自己財源も活用して行っています。
公営競技納付金、地方公共団体健全化基金、機構特別利率の基本的な仕組みは、概ね次のとおりです。



※機構特別利率は、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としています。

※港湾整備、観光施設、産業廃棄物処理は基準利率によります。

公営競技納付金、健全化基金等の状況

平成30年度に納付いただきました公営競技納付金は、49億49百万円で、前年度に比べて9億38百万円（23.4％）の増加となりました（納付団体数：52団体）。

地方公共団体健全化基金の期末残高は9,202億87百万円で、5年連続同額となっています。これは、貸付利率の利下げ分の「補てん」に必要な額（利下げ補てん所要額）に対して基金の運用益が不足していることから、納付いただいた納付金を全て補てん財源に充当（受入）していることによるものです。

なお、平成27年度以降は、機構の自己財源からも充当しています。

【公営競技納付金、地方公共団体健全化基金等の状況】

（単位：百万円）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
公営競技納付金	3, 193	2, 993	3, 557	4, 011	4, 949
地方公共団体健全化基金 （年度末残高）	920, 287	920, 287	920, 287	920, 287	920, 287
公営競技施行団体数 （純計）	197 団体 （H25 開催）	197 団体 （H26 開催）	195 団体 （H27 開催）	191 団体 （H28 開催）	191 団体 （H29 開催）
納付団体数	54 団体	46 団体	51 団体	49 団体	52 団体

【利下げ補てん所要額、地方公共団体健全化基金の運用益等の状況】

（単位：百万円）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
利下げ補てん所要額	19, 774	20, 255	20, 016	21, 052	22, 037
基金運用益	14, 306	12, 461	10, 279	9, 505	8, 838
基金受入額（※1）	5, 467	2, 993	3, 557	4, 011	4, 949
自己財源充当額（※2）	—	4, 801	6, 180	7, 535	8, 249

（注）表示単位未満切捨。計が一致しない場合があります。

※1「基金受入額」は、組入基金の取崩し額と公営競技納付金（当該年度納付分）から受け入れた額の合計です。

※2「自己財源充当額」は、利下げ補てん所要額に対して、基金運用益と基金受入額を充てても足りない部分に対して、機構の自己財源（収益）から賄っている額。前頁の「自己財源」とは異なります。

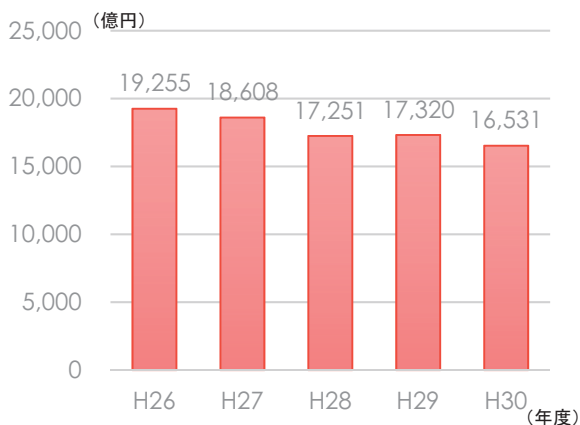
機構の貸付業務について（平成30年度）

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債について、長期かつ低利の資金を融通し、地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与しています。

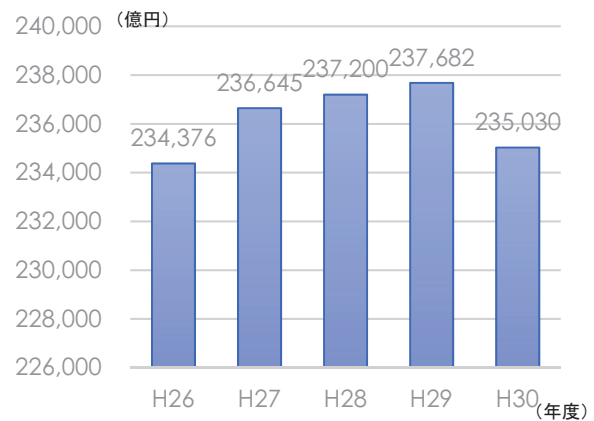
また、平成30年度末における貸付残高は約23.5兆円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の32%を占め、次いで臨時財政対策債24%、水道事業14%の順となっています。

1. 貸付実績と貸付残高の推移

【貸付実績の推移】



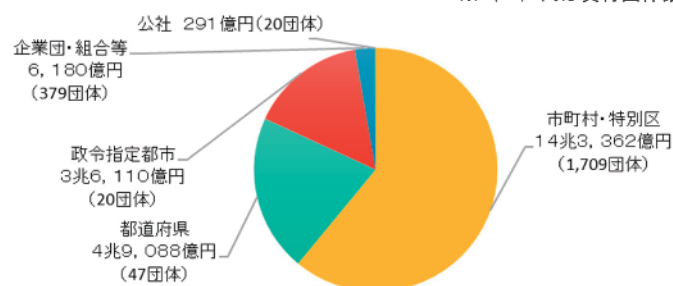
【貸付残高の推移】



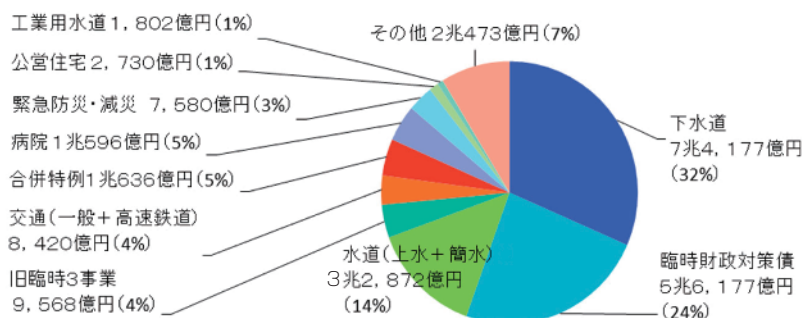
2. 貸付残高 23兆5,030億円（平成30年度末）

【団体種別貸付残高(受託貸付を除く)】

※ () 内は貸付団体数 (2,175 団体)



【事業別貸付残高(受託貸付を除く)】



地方公共団体金融機構参与会議の開催

当機構では、公営競技納付金制度の円滑な運営を図るため、公営四競技の施行者の全国組織代表者及び地方公共団体関係者に参与を委嘱しております。令和元年度の地方公共団体金融機構参与会議は、去る8月26日に開催されました。

当日の会議では、瀧野理事長の挨拶のあと、事務局から機構の貸付・地方支援等についての報告が行われ、引き続いて機構を巡る諸情勢等に関して出席者による意見交換や質疑応答が行われました。

なお、令和元年8月26日現在の地方公共団体金融機構参与は次表のとおりです。



地方公共団体金融機構参与

(敬称略)

団 体 名	参 与	
	職 名	氏 名
全国公営競馬主催者協議会	神奈川県川崎競馬組合管理者	中 島 正 信
全国競輪施行者協議会	埼玉県知事	上 田 清 司
全国小型自動車競走施行者協議会	福岡県飯塚市長	片 峯 誠
全国モーターボート競走施行者協議会	福岡県芦屋町長	波多野 茂 丸
全国知事会	宮城県知事	村 井 嘉 浩
全国市長会	長野県須坂市長	三 木 正 夫
全国町村会	千葉県東庄町長	岩 田 利 雄

公営競技納付金の納付期限は、令和元年12月2日（月）です。

※開催年度後3年度内の各年度に均等に分割して納付することもできます。

公営競技納付金等についてのお尋ね、ご連絡がありましたら、下記までお願いします。

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 地方公共団体金融機構管理部経理課

TEL : 03(3539)2685 ☆ FAX : 03(3539)2613 ☆ ホームページ : <http://www.jfm.go.jp/>